

国内経済要録

◇銀行等の預貯金利率の引上げ

日本銀行は10月5日、金利調整審議会の答申に基づき金融機関の預貯金等の金利の最高限度を10月15日から(1)のとおり引き上げることを決定、これに伴い同日以降のガイドラインとしての預金細目金利も(2)のとおり引き上げることを決定した。

(1) 金融機関の預貯金等の金利の最高限度

期間の定めがある預金	年6.75% (変更前6.5%)
当座預金	無利息(変更なし)
納税準備預金	年3.25% (変更前3.0%)
その他の預金	年2.75% (〃 2.5%)

(2) ガイドラインとしての細目金利

Ⅰ. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間 3か月のもの	年4.25%以下 (変更前4.0%以下)
期間 6か月のもの	年5.25%以下 (〃 5.0% 〃)
期間 1年のもの	年6.25%以下 (〃 6.0% 〃)
期間 1年6か月のもの	年 6.5%以下 (〃 6.25% 〃)
期間 2年のもの	年6.75%以下 (〃 6.5% 〃)

ただし、

期間 2年のものの 1年 年5.25%以下
を経過した日に行なわ (〃 5.0% 〃)

れる中間利払の利率

期限前払戻しの場合

預入期間中の利率

預入期間が6か月未満 当該払戻しが行われる
の場合 日の普通預金の利率以
下(変更なし)

預入期間が6か月以上 年4.25%以下
1年未満の場合 (変更前4.0% 〃)

預入期間が1年以上 1 年5.0%以下
年6か月未満の場合 (〃 4.75% 〃)

預入期間が1年6か月 年5.5%以下
以上の場合 (〃 5.25% 〃)

期限後利率

現払の場合(他預金への振替を含む)	当該現払が行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)
定期預金または据置貯金に継続書替の場合	継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率(変更なし)
据置貯金	定期預金の利率に準ずる(変更なし)
定期積金	年4.1%以下(変更前3.9%以下)
たゞし、期限前払戻しの場合の預入期間中の利率	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)
(a) 当座預金	無利息(変更なし)
(b) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)	年3.25%以下(変更前3.0%以下)
たゞし、納税目的以外の事由により払出しのあった場合の、その払出しの属する利息計算期間中の利率	普通預金の利率以下(変更なし)
(c) その他の預金	普通預金および普通貯金 年 2.5%以下 (変更前2.25%以下)
通知預金	年2.75%以下 (〃 2.5% 〃)
たゞし、据置期間中に払戻しのあった場合の預入期間中の利率	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)
別段預金およびその他の 雜預金	年2.5%以下 (変更前2.25%以下)

ロ. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記Ⅰ.にかかるらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年5.0%以下、期間6か月以上のものについては年6.0%以下とする(変更なし)。

◇郵便貯金等の利率の引上げ

政府は、郵政審議会の答申に基づき、10月13日郵便貯金法施行令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引き上げ、いずれも10月15日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

イ. 引上げの内容

通常郵便貯金 年3.84% (変更前3.6%)
定額郵便貯金

払戻しまでの預入期間

1年未満 年4.5% (〃 4.25%)

1年以上1年6か月未満

年5.0% (〃 4.75%)

1年6か月以上2年未満

年6.0% (〃 5.75%)

2年以上3年未満

年6.5% (〃 6.25%)

3年以上

年6.75% (〃 6.5%)

定期郵便貯金(1年) 年6.0% (〃 5.75%)

積立郵便貯金 年4.32% (〃 4.08%)

住宅積立郵便貯金

据置期間

3年 年6.0% (〃 5.76%)

4年 年6.24% (〃 6.0%)

5年 年6.48% (〃 6.24%)

ロ. 据置期間ならびに預入期間内の払戻しの場合の利率

定額郵便貯金 年3.25% (〃 3.0%)

定期郵便貯金

預入月から払戻し月の前月までの期間

6か月未満 年3.25% (〃 3.0%)

6か月以上

年4.0% (〃 3.75%)

積立郵便貯金

年3.24% (〃 3.0%)

住宅積立郵便貯金

年3.96% (〃 3.72%)

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引上げ(同施行令第4条関係)

担保とする郵便貯金

定額郵便貯金

預入から弁済までの期間

6か月未満 年3.5% (変更前3.25%)

6か月以上1年未満 年4.75% (〃 4.5%)

1年以上1年6か月未満 年5.25% (〃 5.0%)

1年6か月以上2年未満 年6.25% (〃 6.0%)

2年以上3年未満 年6.75% (〃 6.5%)

3年以上 年7.0% (〃 6.75%)

定期郵便貯金

年6.25% (〃 6.0%)

積立郵便貯金

年4.75% (〃 4.5%)

◇長期金利の引上げ

1. 国債、政府保証債、地方債

政府は、国債、政府保証債、地方債の発行条件をそれぞれ次のとおり改訂(いずれも9月28日決定)、10月債か

ら実施した。

国債等の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
国 債	7.302 (7.0%、98.25円)	7.128 (7.0%、99.25円)
政 府 保 証 債	7.575 (7.4%、99.00円)	7.373 (7.2%、99.00円)
地 方 債	7.771 (7.7%、99.60円)	7.531 (7.4%、99.25円)

2. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

信託銀行では、貸付信託の予想配当率(9月21日実施)および合同運用指定金銭信託の予定配当率(9月26日実施)を次のとおり引き上げることを決定した。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間2年のもの	6.95	6.70
〃 5年のもの	7.72	7.42

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間1年以上のもの	6.25	6.00
〃 2年以上のもの	6.80	6.55
〃 5年以上のもの	7.53	7.23

3. 利付金融債および割引金融債

長期信用銀行3行、農林中央金庫、商工組合中央金庫および東京銀行では、利付金融債および割引金融債の発行条件を次のとおり改訂、10月債から実施した。

利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
利付金融債3年もの	7.50 (7.5%、100円)	7.20 (7.2%、100円)
〃 5年もの	7.70 (7.7%、100円)	7.40 (7.4%、100円)

割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は割引率、発行価格)

	変更後	変更前
割引金融債	6.746 (6.30%、93.68円)	6.496 (6.08%、93.90円)

4. 長期貸出金利

(1) 政府系金融機関の長期貸付金利

商工組合中央金庫は、長期貸付実行金利を次のとおり引き上げ、10月15日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商工中金長期貸付実行利率		
組合貸 1年以上	8.60	8.30
組合貸 5年以上	8.70	8.40
構成員貸 1年以上	8.80	8.50
構成員貸 5年以上	8.90	8.60

(注) 商工中金では、短期貸付(1年末満)実行利率についても次のとおり引き上げ、10月15日から実施した。

	変更後	変更前
組合貸 年8.3%	年8.1%	
構成員貸 年8.5%	年8.3%	

(2) 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社および農林中央金庫は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引き上げ、10月1日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.6	8.3

(注) 農林中央金庫については、系統外長期貸出最低実行金利。

◆政府短期証券割引歩合の引上げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引き上げ(9月28日決定)、10月1日から実施した。

政府短期証券の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は割引歩合、発行価格)

	変更後	変更前
2ヶ月もの	5.803 (5.75%、99.055円)	5.549 (5.5%、99.096円)
3ヶ月もの	5.962 (5.875%、98.551円)	5.704 (5.625%、98.613円)
6ヶ月もの	6.183 (6.00%、97.041円)	5.918 (5.75%、97.164円)

◆農協・信農連の貸出抑制に関する指導通達

1. 農業協同組合の貸出の抑制

大蔵省および農林省では、農業協同組合貸出について、個人向け貸出のかたちをとりながら実質的には一般産業に対する貸出となっているものについては、新規貸出を厳に抑制するよう、指導方を都道府県知事あてに通達した(9月22日)。

2. 信用農業協同組合連合会の貸出の抑制

大蔵省および農林省では、信農連の貸出について、昭和48年度第3四半期中の貸出金増加額(金融機関貸出金増加額を除く)を同年度第2四半期中の貸出金増加額のおおむね4分の3程度にとどめるよう、都道府県信農連会長および地方農政局農政部長あてに通達した(9月22日)。

◆物価安定緊急対策に即応する金融機関の業務運営に関する通達

大蔵省では、金融機関が、さきに決定をみた物価安定緊急対策(9月号「要録」参照)および建築投資の抑制措置の趣旨に沿って業務を運営するよう、全国銀行協会連合会等各金融団体に対し、概要次のとおり通達した(9月10日)。

(1) 建築投資調整協議会において、工事施行の延期または建築規模の縮小を当該建築主に勧告することとされた建築物については、当該勧告の内容に応じて建築資金の融資(融資にかかる保証を含む)の抑制に配意すること。

(2) 消費者信用については、個人に対する住宅金融を除き、その抑制に配意すること。なお、自動車等の割賦販売で標準条件の調整が行われたものについては、その調整の趣旨に沿った融資条件を設定するよう配意すること。

(3) 金融機関の建築物についても、工事の延期または建築規模の縮小に配意すること。

◆消費者ローン金利の引上げ

都市銀行各行では、このほど住宅ローンを除く消費者ローンの金利を次のとおり引き上げることを決定した(金利は年%)。

(1) 提携ローン(自動車、ピアノ、電化製品等)

	変更後	変更前
金利(アド・オン方式)	6.0	5.5
(実質年率*)	(10.2)	(9.4)

*返済期間20か月の場合

実施時期 10月1日

(2) クレジット・カード会社等保証ローン

金 利*

貸出期間	変更後	変更前
6、12か月	9.6	8.7
18、24か月	9.9	9.0
30、36か月	10.2	9.3

*クレジット会社の保証料 年1.2%を含む。

実施時期 10月15日

(3) カード・ローン以外の非提携ローン(各行がそれぞれ実施しているパーソナル・ローン、ホーム・ローン等)

上記(2)のカード・ローンの金利引上げ幅をめどに、これと併行して各行ごとに実施。

◇おどり利息の廃止

全国銀行協会連合会では、いわゆるおどり利息の徵求を次の要領により廃止することを決定、10月1日以降可及的速やかに実施することとした。なお、全国相互銀行協会、全国信用金庫協会等もこれと同趣旨の決定を行った。

(1) 手形貸付の書替えの場合、新手形にかかる書替日の利息は徵求しないものとし、いわゆるおどり利息は廃止する。

(2) 手形貸付の回収と貸出が同時に行われ、実質的に書

替えと考えられる場合は、上記(1)に準ずるものとする。

◇米ドル建輸入ユーナンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーナンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	10.500%	10.500%	10.750%	10.750%
9月3日以降	10.750	10.750	11.000	11.000
10月1日以降	11.000	11.000	11.250	11.250
2日以降	10.875	10.875	11.125	11.125